ふるさとかつらぎ寄附金返礼品提供事業者チェックシート

記入日：　　　　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 |  |
| 所在地 |  |
| 代表者名 |  | 記入者名 |  |
| 連絡先 | 電話番号：　　　　　　　　　　　/ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ: |

下記の項目にあてはまるか、右の欄に◯印を記入して確認してください。

（１）事業所（者）について

①いずれか

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① | かつらぎ町内に事業所がある法人・団体・個人事業者ですか。 |  |
| かつらぎ町の特産品、または町内産品を原材料として製造した加工品を取扱う事業者で、町内事業者と連携している法人・団体・個人事業者ですか。 |  |
| 平成31年総務省告示第179号第5条第8号イに該当するもの（共通返礼品）を取扱う法人・団体・個人事業者ですか。 |  |
| ② | 生産・製造・販売等に関する法律を守っていますか。 |  |
| ③ | 返礼品の在庫管理を正しく行い、発注後、速やかに発送できますか。 |  |
| ④ | 町税を滞納していませんか。 |  |
| ⑤ | 個人情報保護法および関連する法令等を守り、個人情報を適切に取り扱うことができますか。 |  |
| ⑥ | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律およびかつらぎ町暴力団排除条例に掲げる暴力団員ではありませんか。 |  |

（２）返礼品について

⑦いずれか

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ⑦ | 町内で生産、製造、加工、販売、 提供されているサービスですか。 |  |
| 町内産品を原材料として製造されたものですか。 |  |
| 町をＰＲする目的で生産されたものですか。 |  |
| 平成31年総務省告示第179号第5条第8号イに該当するもの（共通返礼品）ですか。 |  |
| ⑧ | 事業者の責任において提供できるものですか。 |  |
| ⑨ | 品質及び数量の面において、安定供給が見込めるものですか。※季節性のものや数量限定の場合は、協議により決定します。 |  |
| ⑩ | 公序良俗に反しないものですか。（違法性のあるものや危険なものなど） |  |
| ⑪ | 金銭類似性の高いものではないですか。（ﾌﾟﾘﾍﾟｲﾄﾞｶｰﾄﾞ、商品券、ﾎﾟｲﾝﾄ、電子ﾏﾈｰなど） |  |
| ⑫ | 資産性の高いものではないですか。（電子機器、家具、貴金属、時計、ｶﾒﾗ、楽器など） |  |

【その他】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ⑬ | 飲食物の場合、消費期限は発送日を含め３日以上ですか。 |  |
| ⑭ | 農作物の場合、農薬・肥料・土壌改良剤は使用基準を守り、安全に生産したものですか。 |  |
| ⑮ | 輸送用の包装や梱包を行うことができますか。 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ⑯ | パソコンの操作はできますか（メール送受信、システム操作による発注・請求事務、荷送票作成など） | はい　・　いいえ |